

誰もが人間らしい生活ができる最低賃金を！

最低賃金の引き上げを訴え宣伝行動

中央最低賃金審議会が8月7日に全国の地域別最低賃金の目安を答申し、Dランクである佐賀県は10円の引き上げになりました。今後、この答申を受け、佐賀地方最低賃金審議会が佐賀の最低賃金答申を決定します。

佐賀県労連は8月16日に佐賀最低賃金（現行 653 円）1000 円以上を求め、佐賀駅南の「まちかど広場」で宣伝署名行動を実施しました。街頭スピーチでは「現在の佐賀の最低賃金 653 円では1日8時間、週に5日間、フルタイムで働いても月額で11万円、年間では130万しかならず、

到底人間らしい生活ができない。特に非正規労働者が増加し続けているなかで最低賃金 1000 円以上の実現は緊急の課題である」と仕事や学校帰りの人々に訴えました。この訴えに賛同し多くの方が署名に協力してくれました。特に最低賃金が給与額に直結している女性や学生などが自らすすんで署名してくれるなど、最低賃金への関心の高さを感じ取ることができました。また、佐賀新聞が取材に訪れ翌日の朝刊に掲載されました。



佐賀労働局へ 5387 筆を提出

8月19日には労働局と佐賀賃金審議会に対し最低賃金引き上げの要請と最低賃金改善を求める署名を提出しました。署名は県内の労働組合、民主団体、署名活動を通じて5387筆が集まりました。これは昨年3845筆から大きく上回っています。

要請のなかで佐賀県労連の坂本議長は「今回、アベノミクスのもとで最低賃金に関する市民の関心は高まっている。地域経済を活性化させるためには中小企業を支援すると同時に、最低賃金の大幅引き上げが必要である」と訴えました。対応した佐賀労働局は「多くの署名を重く受け止めている。今日の要望は審議会で報告したい。」と述べました。また今後の審議会へ傍聴と意見陳述の機会を設けることを合わせて要請しました。

